様式１

整理番号	健康－法申－78

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生担当課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課
処分の名称	一般廃棄物の最終処分場の廃止確認
概　要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物の最終処分場を廃止する場合は、廃止の技術上の基準に適合し、廃棄物処理施設としての維持管理を行わなくても生活環境の保全上の問題が生じるおそれがない状態になっていることの確認を大阪市長に受けなければならないと規定しています。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第５項及び第９条の３第１１項
審査基準	昭和５２年総理府・厚生省令第１号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第１条第３項に規定する技術上の基準に適合すること。
標準処理期間	処分期間　　６０日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・　補正に要した期間及び返却期間 ・　申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・　本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局健康推進部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書及び添付書類各２部を健康局健康推進部生活衛生課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局健康推進部生活衛生課
ホームページ	
備　考	